



社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

年末調整や確定申告で、納付した国民年金保険料額を申告する際には「**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**」の添付等が必要となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

社会保険庁のお問い合わせ窓口

「控除証明書専用ダイヤル」 TEL0570-00-9911

(平成18年11月1日～平成19年3月16日、平日9:00～17:00)

【控除証明書Q&A】

問1「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

(答え)

今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算のうえ申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収証書」も添付等する必要があります。

問2 家族の保険料を納付しましたが、控除の対象となりますか？

(答え)

世帯主または配偶者として、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

問い合わせ

大曲社会保険事務所

TEL 0187-63-2294

0187-63-2295

仙北市役所市民課国保年金係

TEL 43-3307

仙北市の医療費(8月診療分)

●国保

世帯数	6,951戸
被保険者数	15,258人
(老人保健以外)	11,156人
総医療費	15,947万6千円
1人あたり医療費	10,452円

●老人保険

加入者	5,738人
総医療費	31,931万8千円
一人あたり医療費	55,650円

●福祉医療

受給者	3,378人
個人負担への助成額	1,550万2千円
1人あたり助成額	4,589円